

# カーライフローン

2024年10月17日現在

商品名 (愛称)	ちゅうしんカーライフローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>・年齢が満18歳以上の方</li><li>・安定継続した収入のある方〔就職内定者(満18歳以上30歳未満)を含む(※)〕 ※同居の親を連帯保証人とし、かつ保証金額が200万円以内となります。</li><li>・当金庫が定める審査基準を満たされる方</li><li>・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方</li><li>・当金庫の会員となる資格のある方<ul style="list-style-type: none"><li>①当金庫の地区内に住所または居所を有する方</li><li>②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方</li><li>③当金庫の地区内に事業所がある法人役員の方</li></ul></li></ul> 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。
カーライフローンプライムをご利用いただける方	次のいずれかに該当される方は、カーライフローンプライムをご利用いただけます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・本件ローンをインターネット申込受付システムで申込された方</li><li>・申込日時点または貸付実行日時点において、次のいずれかに該当される方<ul style="list-style-type: none"><li>①当金庫の(一社)しんきん保証基金保証付個人ローン・住宅ローンのご利用状況が次のいずれかに該当される方<ul style="list-style-type: none"><li>A.貸付実行日から6ヶ月以上経過している</li><li>B.完済して3年以内</li></ul></li><li>②本件ローンにより次の電気自動車等(新車・中古車)を購入される方 【対象となる自動車】 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車</li><li>③当金庫の(一社)しんきん保証基金保証付カードローンが次のいずれかに該当される方<ul style="list-style-type: none"><li>A.ご契約中</li><li>B.新規にご契約する(カーライフローンプライムの貸付実行日以前(同日含む)にご契約)</li></ul></li></ul></li></ul>
お使いみち	申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が使用する家用自動車、オートバイ(原動機付自転車を含む)、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金 <ul style="list-style-type: none"><li>①購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)</li><li>②車検・修理費用</li><li>③パーツ・オプションの購入・取付費用</li><li>④自動車保険費用</li><li>⑤運転免許取得費用</li><li>⑥車庫設置費用</li><li>⑦電気自動車用充電設備の購入・設置費用</li><li>⑧申込人が①から⑦を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</li></ul>
ご融資金額	・1,000万円以内(1万円単位)
ご利用期間	・3ヵ月以上15年以内 (元金据置は6ヶ月以内。就職内定者は6ヶ月以内または就職月の翌々月まで)
ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご返済方法	・毎月元金均等・元利均等の2種類のご返済方法があります。 ・ボーナス併用も可能です(ご融資金額の50%以内)。 ・産前産後休業または育児休業中の場合、上記6ヵ月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長2年間まで可(分割適用可) なお、元金返済据置期間分の保証期間延長が可(保証期間は最長17年まで)
保証人・担保	・(一社)しんきん保証基金が保証しますので、保証人・担保は必要ありません。
保証料	・ご融資金利率に含まれております。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業サポート部(9時～17時、電話:052-913-1153)にお申出ください。 ・紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業サポート部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業サポート部または全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算は、当金庫の本支店までお問い合わせください。

## 中日信用金庫